留　意　事　項

［提出時期］：校地、校舎、運動場その他直接保育又は教育の用に供する土地建物に関する権利を取得し若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等により現状に重要な変更を加えようとするとき。

［提出部数］：２部

［関連手続］：不動産所有権取得登記済報告、登録免許税に係る証明申請書（法人の場合）

［根拠法令］：学校教育法第131条、同法施行令第24条の３、第27条の２第１項、第27条の３

［そ の 他］：(1)添付書類２及び３は、151ページを参照してください。

(2)校地、校舎取得に関して自己資金以外（借入金）がある場合は、237ページの償還計画表を作成してください。

(3)収容定員に係る学則変更認可申請書、専修学校の学科の設置廃止（収容定員）に係る学則変更届と同時に提出する場合は、重複する添付書類は省略することができます。

［記 載 例］

|  |  |
| --- | --- |
|  | ○○幼稚園 |
| 変更しようとする日 | ○○年○○月○○日 |
| 変更の理由及び概要 | 園舎を増築し、教育条件の向上を図るため。 |